

## 議案第16号

### 久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年久喜市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「又は日額」を「、日額又は時間額」に改め、同条第3項中「又は第5項」を「から第6項まで」に改め、「この項及び次項並びに」を削り、「10円未満」の次に「、時間額の報酬にあってはその額に1円未満」を加え、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「前5項」を「前6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 時間額の報酬を受ける第1号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務1時間につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を162.75で除して得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額)を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

第3条第1項及び第2項中「又は第5項」を「から第6項まで」に改める。

第5条第3項中「第2条第6項」を「第2条第7項」に改める。

第7条第1項第1号中「日額」の次に「又は時間額」を、「勤務日数」の次に「又は勤務時間数」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年1月25日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

会計年度任用職員の報酬額を計算する方法として時間額制を導入したいので、この案を提出するものであります。